

いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、約9年分の逸失利益に相当する金額及び廃業費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 営業損害	金10,661,700円
(2) 廃業費用	金324,000円
(3) 庭木の損害	金367,500円
合計	金11,353,200円

2 期間	自 平成23年3月11日
	至 平成31年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目及び損害期間についての和解金として、金11,353,200円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人と被申立人は、きのご等の営業損害として、平成23年12月27日に、7,562,616円を支払い済みであることを確認し、上記第1項の営業損害から控除することを合意する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるものの他、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月29日

（仲介委員 遠山信一郎）